

上尾中央医療専門学校

感染症予防のための学校生活マニュアル

1. 目的

感染防止と学校生活を両立させ、予定年度での進級・卒業・資格取得を目指す

一人一人の感染予防行動の徹底が最重要

感染者が発生した場合、本人及び周囲の学生は自宅待機等となる。その場合、特に遠隔授業では対応に限界がある実技科目は、学校再開後の休日を返上して対応することもあり、それでも十分な対応が出来ない場合は、進級や卒業に影響をきたす可能性がある。

重要なのは、ワクチン接種の有無にかかわらず、神経質と思われるほど基本的な感染予防対策を履行することである。

2. 基本方針

- 1) 日々の健康管理を徹底。
- 2) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）を徹底的に回避。
- 3) 緊急事態宣言下では、不要不急の外出、友人との会食や宿泊等の禁止。

3. 感染予防のための具体的行動

1) 前提となる健康管理

- ・毎朝検温し、結果を登校前に Google Form で入力する
- ・感染症の疑いがある場合は、学校を休み受診し結果を報告する。その場合の欠席は、出席停止扱いとする（持病やけがによる受診は除く）。なお、受診結果を証明する書類（領収書等）がない場合は、欠席とする
- ・海外渡航は自粛する
- ・学業・経済状況・心身の健康状態についての気持ちは、各学科の教員等に相談する

2) 学校生活における健康管理

- ・学内では、マスク着用を徹底する
- ・手洗いは流水と石けんで 30 秒程度（手洗いポスター参照）とし、タオルやハンカチを共用しない。
- ・手指消毒薬は、乾くまで手をよくこすり合わせる
- ・手洗いの頻度は、外から学校に入った際、授業の前後、食事の前後、トイレの後などこまめに洗う
- ・咳エチケットを徹底する（飛沫を飛ばさないため、マスクをしていても咳やくしゃみは袖で覆う）

3) 授業全般における注意事項

- ・換気は2方向の窓やドアを開ける
- ・エアコン使用時および雨の際は、時間換気とする（30分ごとに5分間程度、窓を全開にする）。それ以外の日は常時換気とする（カーテンはまとめておく）
- ・教室移動の際は、部屋の窓閉めを徹底する

4) 講義及び実技を行う際の注意事項

- ・実施前後での手洗いを徹底する
- ・使用した机、椅子、アクリル板、ベッド、骨模型などの備品は使用後に消毒する
- ・備え付けのバスタオルは、清潔を保つよう注意して使用する
- ・実技用衣類のこまめに洗濯する（学校に置きっぱなしにしない）
- ・熱中症予防のため、こまめに水分補給をするとともに、他者と十分な距離を保てる場合（2m程度）のみマスクを外すことは可とする

5) 食事について

- ・食事の前後で手洗いを徹底し、食事中は会話をしない（教室で、前を向いて黙食）
- ・飲み物や食べ物を共有しない、箸などの食器類も個人で使用する

6) 通学時の注意事項

- ・通学時、特に公共交通機関ではマスクを着用し、会話を控える
- ・登校したら、手洗い、マスク着用、掲示板の確認を徹底する
- ・自転車等の通学時は、飛沫予防の必要性がある場合はマスクを着用する

7) その他の注意事項

- ・更衣室利用の際は、密集を避ける（歯磨き時などマスクを外しての会話禁止／人が多い場合、廊下でまつ／終わったらすぐ出る）
- ・屋外でのスポーツやサークル活動は、緊急事態宣言下では禁止とする
- ・さくら連絡網（メール）にて、一人一人に確実に連絡が行きわたるようにしている。学校からのメールは必ず内容を確認すること
- ・家庭内に発熱等の体調不良者がいる場合は登校しない（かつ、学校へ連絡）
- ・学外実習 2 週間前および実習中のアルバイトは禁止とするとともに、懇親会やイベント等への参加も自粛する。

4. 本マニュアルの適用期間

令和2年6月1日から適用とし、適宜見直す

令和2年6月9日見直し

令和2年6月30日見直し

令和2年8月18日見直し

令和3年3月11日見直し

<参考法令>

○ 令和3年1月29日

文部科学省通知「専門学校等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取り組みの徹底について」

- ・日々の健康観察の再徹底
- ・体調不良者の登校自粛の再徹底（教職員の出勤も含む）
- ・生徒との連絡や教職員間での連絡体制の確保
- ・生徒、教職員の不要不急の外出、友人との会食や宿泊等の禁止の指導徹底

・留学生の方など同居者がいる場合、屋内でのマスク着用、感染防止対策の励行

- ① 不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動
- ② クラブ・サークル活動 やアルバイト など人と 会う機会にマスクなしでの会話
- ③ 大人数や長時間に及ぶ友人との会食 やカラオケ